

令和 6 年度福島県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,924,521 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,607,375 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		225,480	61,686	287,166
	1 財 産 運 用 収 入	225,480	61,686	287,166
2 繰 入 金		45,857,374	3,862,835	49,720,209
	1 一 般 会 計 繰 入 金	24,231,894	3,801,149	28,033,043
	2 基 金 繰 入 金	21,625,480	61,686	21,687,166
歳 入 合 計		74,682,854	3,924,521	78,607,375

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		74,682,854	3,924,521	78,607,375
	1 公 債 費	74,682,854	3,924,521	78,607,375
歳 出 合 計		74,682,854	3,924,521	78,607,375

令和 6 年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,858,157千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ443,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		1,651,866	△1,387,890	263,976
	1 財 産 運 用 収 入	1,866	0	1,866
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000	△1,387,890	262,110
2 繰 入 金		1,650,000	△1,470,267	179,733
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000	△1,470,267	179,733
3 繰 越 金		1	0	1
	1 繰 越 金	1	0	1
歳 入 合 計		3,301,867	△2,858,157	443,710

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基 金 管 理 費		1,867	0	1,867
	1 基 金 管 理 費	1,867	0	1,867
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000	△1,470,267	179,733
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000	△1,470,267	179,733
3 繰 出 金		1,650,000	△1,387,890	262,110
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000	△1,387,890	262,110
歳 出 合 計		3,301,867	△2,858,157	443,710

令和 6 年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,950,154千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,906,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		45,875,628	△2,726,645	43,148,983
	1 負 担 金	45,875,628	△2,726,645	43,148,983
2 国 庫 支 出 金		51,417,630	2,254,944	53,672,574
	1 国 庫 負 担 金	30,432,540	2,120,431	32,552,971
	2 国 庫 補 助 金	20,985,090	134,513	21,119,603
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		59,795,670	△152,815	59,642,855
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	59,795,670	△152,815	59,642,855
5 共 同 事 業 交 付 金		391,262	△178,336	212,926
	1 共 同 事 業 交 付 金	391,262	△178,336	212,926
7 繰 入 金		15,695,529	△1,671,808	14,023,721
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,715,529	△831,808	9,883,721
	2 基 金 繰 入 金	4,980,000	△840,000	4,140,000
8 繰 越 金		3,534,940	△487,247	3,047,693

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 繰 越 金	3,534,940	△487,247	3,047,693
9 諸 収 入		141,359	11,753	153,112
	4 雑 入	141,359	11,753	153,112
歳 入 合 計		176,856,200	△2,950,154	173,906,046

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		92,495	△4,167	88,328
	1 総 務 管 理 費	79,371	△3,008	76,363
	2 運 営 協 議 会 費	478	△95	383
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	12,646	△1,064	11,582
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		136,361,556	△227,690	136,133,866
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	136,361,556	△227,690	136,133,866
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		26,876,488	△1,736,735	25,139,753
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	26,876,488	△1,736,735	25,139,753
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		93,458	△41,285	52,173
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	93,458	△41,285	52,173
5 介 護 納 付 金		7,857,759	△152,237	7,705,522
	1 介 護 納 付 金	7,857,759	△152,237	7,705,522
6 病 床 転 換 支 援 金 等		595	△583	12
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	595	△583	12

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 共 同 事 業 拠 出 金		468,840	△178,336	290,504
	1 共 同 事 業 拠 出 金	468,840	△178,336	290,504
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		180,000	△140,000	40,000
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	180,000	△140,000	40,000
9 保 健 事 業 費		171,971	△31,103	140,868
	1 保 健 事 業 費	171,971	△31,103	140,868
10 基 金 積 立 金		4,182	3,087,766	3,091,948
	1 基 金 積 立 金	4,182	3,087,766	3,091,948
12 諸 支 出 金		3,748,856	△3,525,784	223,072
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,676,038	△3,520,194	155,844
	2 市 町 村 助 成 金	72,818	△5,590	67,228
歳 出 合 計		176,856,200	△2,950,154	173,906,046

令和 6 年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		137,496	2,010	139,506
	1 繰 越 金	137,496	2,010	139,506
3 諸 収 入		58,549	△136	58,413
	2 貸 付 金 元 利 収 入	58,431	△136	58,295
歳 入 合 計		201,265	1,874	203,139

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		201,265	1,874	203,139
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	201,265	1,874	203,139
歳 出 合 計		201,265	1,874	203,139

令和 6 年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ505,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰 越 金		8,029	△360	7,669
	1 繰 越 金	8,029	△360	7,669
3 諸 収 入		236,769	260,816	497,585
	2 貸 付 金 元 利 収 入	236,752	260,816	497,568
歳 入 合 計		244,798	260,456	505,254

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費 貸 付 事 業 費		235,751	260,816	496,567
	1 中 小 企 業 高 度 化 資 金 費	235,751	260,816	496,567
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業 費		9,047	△360	8,687
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 費 貸 付 事 業 費	9,047	△360	8,687
歳 出 合 計		244,798	260,456	505,254

令和6年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ543,533千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,389,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2	△2	0
	1 負 担 金	2	△2	0
2 使 用 料 及 び 手 数 料		506,740	69,668	576,408
	1 使 用 料	506,740	69,668	576,408
3 財 産 収 入		1,080,703	△173,718	906,985
	1 財 産 売 払 収 入	1	△1	0
	2 財 産 運 用 収 入	1,080,702	△173,717	906,985
4 繰 入 金		1,485,819	△567,532	918,287
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,485,819	△567,532	918,287
5 繰 越 金		1	94,437	94,438
	1 繰 越 金	1	94,437	94,438
6 諸 収 入		168	290,814	290,982
	1 雑 入	168	290,814	290,982

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 県 債		859,700	△257,200	602,500
	1 県 債	859,700	△257,200	602,500
歳 入 合 計		3,933,133	△543,533	3,389,600

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小名浜港港湾整備事業費		3,589,751	△540,866	3,048,885
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,001,326	△2,723	1,998,603
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,513,447	△535,971	977,476
	3 上 屋 管 理 運 営 費	39,881	△2,926	36,955
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	35,097	754	35,851
2 相馬港港湾整備事業費		328,332	△1,404	326,928
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	295,349	1,593	296,942
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	7,909	△2,997	4,912
3 中之作港港湾整備事業費		2,895	△1,263	1,632
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,895	△1,263	1,632
歳 出 合 計		3,933,133	△543,533	3,389,600

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 小名浜港港湾整備事業費			10,725
	2 荷役機械整備費		10,725
		荷役機械建造費	10,725
合	計		10,725

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	509,800	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。	508,700	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後 におい ては、 当該見 直し後 の利率)	起債日から35年以内（据 置期間を含む。）の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができるものと する。
荷 役 機 械 建 造 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	349,900				93,800			
計	859,700				602,500			

令和 6 年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177,929千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,630,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		2,747,584	△165,645	2,581,939
	1 証 紙 収 入	2,747,584	△165,645	2,581,939
2 繰 越 金		61,181	△12,284	48,897
	1 繰 越 金	61,181	△12,284	48,897
歳 入 合 計		2,808,766	△177,929	2,630,837

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 出 金		2,773,603	△177,929	2,595,674
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,773,603	△177,929	2,595,674
歳 出 合 計		2,808,766	△177,929	2,630,837

令和 6 年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ62,829千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		117,766	△86,331	31,435
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74,229	△47,834	26,395
	2 基 金 繰 入 金	43,537	△38,497	5,040
5 諸 収 入		233,963	23,502	257,465
	2 貸 付 金 元 利 収 入	233,873	21,024	254,897
	3 雑 入	89	2,478	2,567
歳 入 合 計		388,161	△62,829	325,332

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 奨学資金貸付事業費		388,161	△62,829	325,332
	1 奨学資金貸付事業費	388,161	△62,829	325,332
歳 出 合 計		388,161	△62,829	325,332

令和6年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中の処理場費3,900千円、資産減耗費1,400千円の財源に充てるため、企業債5,300千円を借り入れる。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	8,780,996千円	△374,696千円	8,406,300千円
第1項 営 業 収 益	4,157,200千円	△275,767千円	3,881,433千円
第2項 営 業 外 収 益	4,237,039千円	△98,929千円	4,138,110千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,051,478千円	△319,650千円	8,731,828千円
第1項 営 業 費 用	8,189,960千円	△389,960千円	7,800,000千円
第3項 特 別 損 失	635,196千円	70,310千円	705,506千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,901千円は、過年度分損益勘定留保資金5,901千円で補填するものとする。）。

科 目		既決予定額	補正予定額	計
収 入				
第1款 資 本 的 収 入		3,388,388千円	△430,771千円	2,957,617千円
第1項 企 業 債		514,600千円	△105,700千円	408,900千円
第2項 補 助 金		1,143,000千円	△222,895千円	920,105千円
第4項 負 担 金		770,102千円	△102,177千円	667,925千円
第5項 固定資産売却代金		0千円	1千円	1千円
支 出				
第1款 資 本 的 支 出		3,394,275千円	△430,757千円	2,963,518千円
第1項 建 設 改 良 費		2,110,017千円	△430,757千円	1,679,260千円
(企業債の補正)				
第4条 企業債を次のとおり補正する。				
		補	正	前
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法		利 率
建 設 改 良 費	513,950千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行
		2	借入資金 政府資金その他	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

有形固定資産購入費	650千円		同	上	同	上	同	上	った後においては、当該見直し後の利率)
管 渠 費	12,400千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。			
		2	借入資金	政府資金その他					
処 理 場 費	3,900千円		同	上	同	上	同	上	
資 産 減 耗 費	2,400千円		同	上	同	上	同	上	
			補	正		後			
起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法		利 率		償 還 の 方 法		
建 設 改 良 費	408,295千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。			
		2	借入資金	政府資金その他					

				て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ものとする。
有形固定資産購入費	605千円	同	上	同	上
管 渠 費	0千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他		
処 理 場 費	3,900千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他		

資 産 減 耗 費	1,400千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から10年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他		

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	211,590千円	1,528千円	213,118千円

令和6年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 件 数	66件	△1件	65件
(2) 年 間 総 給 水 量	321,636,540立方メートル	382,431立方メートル	322,018,971立方メートル
(3) 一 日 平 均 給 水 量	881,196立方メートル	1,048立方メートル	882,244立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,108,645千円	10,739千円	3,119,384千円
第1項 営 業 収 益	2,787,511千円	9,178千円	2,796,689千円
第2項 営 業 外 収 益	293,831千円	6,768千円	300,599千円
第3項 特 別 利 益	27,303千円	△5,207千円	22,096千円
支 出			

第1款 工業用水道事業費用	2,946,975千円	△74,274千円	2,872,701千円
第1項 営業費用	2,779,153千円	6,570千円	2,785,723千円
第2項 営業外費用	115,687千円	△31,013千円	84,674千円
第3項 特別損失	52,135千円	△49,831千円	2,304千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,341,936千円は、過年度分損益勘定留保資金1,341,936千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	2,237,007千円	△360,000千円	1,877,007千円
第1項 企業債	2,237,000千円	△360,000千円	1,877,000千円
支出			
第1款 資本的支出	3,735,692千円	△516,749千円	3,218,943千円
第1項 建設改良費	2,804,152千円	△309,510千円	2,494,642千円
第2項 企業債等償還金	931,539千円	△207,239千円	724,300千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	補正	前	総額	年度	年割額
事業	名					

1	資本的支出	1	建設改良費	沼部堰改築工事（機械） （勿来工業用水道）	600,000千円	令和5年度	100,000千円
						令和6年度	500,000千円
			補	正	後		
	款		項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1	建設改良費	沼部堰改築工事（機械） （勿来工業用水道）	1,000,000千円	令和5年度	100,000千円
						令和6年度	500,000千円
						令和7年度	20,000千円
						令和8年度	190,000千円
						令和9年度	100,000千円
						令和10年度	90,000千円

（企業債の補正）

第6条 企業債を次のとおり補正する。

		補	正	前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
工業用水道建設改良費	2,237,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他	
				年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	

った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

補		正		後	
起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法		利 率	償 還 の 方 法
工業用水道建設改良費	1,877,000千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他	

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	295,885千円	291千円	296,176千円

（たな卸資産購入限度額の補正）

第8条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
-------	-------	---

30,000千円

△7,203千円

22,797千円

令和6年度福島県地域開発事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 地域開発事業費用	10,161千円	1,530千円	11,691千円
第1項 営 業 費 用	9,759千円	△2,770千円	6,989千円
第3項 特 別 損 失	1千円	4,300千円	4,301千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	6,981千円	△160千円	6,821千円

令和6年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
患 者 数			
入 院 患 者 年 間 患 者 数	47,893人	△1,329人	46,564人
1 日 平 均 患 者 数	131人	△3人	128人
外 来 患 者 年 間 患 者 数	109,525人	△8,802人	100,723人
1 日 平 均 患 者 数	451人	△37人	414人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	9,773,687千円	△214,859千円	9,558,828千円
第1項 医業収益	2,893,102千円	△134,602千円	2,758,500千円
第2項 医業外収益	6,086,460千円	△85,168千円	6,001,292千円

第3項 特別利益	794,125千円	4,911千円	799,036千円
支出			
第1款 病院事業費用	9,120,149千円	△300,136千円	8,820,013千円
第1項 医業費用	8,953,441千円	△319,206千円	8,634,235千円
第2項 医業外費用	152,869千円	13,218千円	166,087千円
第3項 特別損失	13,839千円	5,852千円	19,691千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額805,000千円は、過年度分損益勘定留保資金804,059千円及び当年度分損益勘定留保資金941千円で補填するものとする。）。

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	1,588,134千円	△34,754千円	1,553,380千円
第1項 企業債	262,500千円	△17,100千円	245,400千円
第3項 補助金	396,973千円	△21,036千円	375,937千円
第4項 県立病院施設整備基金繰入金	171千円	245千円	416千円
第5項 雑収入	2,399千円	3,137千円	5,536千円
支出			
第1款 資本的支出	2,393,134千円	△34,754千円	2,358,380千円
第1項 建設改良費	697,112千円	△38,129千円	658,983千円

第3項 県立病院施設整備基金積立金

2,160千円

3,375千円

5,535千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前		
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法		利 率	償 還 の 方 法	
県立病院新改築事業費	123,200千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

補		正		後		
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法		利 率	償 還 の 方 法	
県立病院新改築事業費	106,100千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	4,541,571千円	29,585千円	4,571,156千円
交 際 費	833千円	83千円	916千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、
県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
870,223千円	△36,100千円	834,123千円